

議案第 9 号

小城市重要文化財の指定解除について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 27 日 提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

重第 31 号の「朝日 青木繁筆 一面」について、佐賀県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づき佐賀県重要文化財の指定を受けたので、小城市文化財保護条例第 5 条第 5 項の規定により小城市指定を解除する。

これが本議案の提出理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市文化財保護条例（平成 17 年条例第 95 号）
第 5 条第 5 項の規定により、次の小城市重要文化
財の指定を解除する。

重文第 31 号 朝日 青木繁筆 一面

令和元年 月 日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎



佐賀県公報

平成 31 年 4 月 26 日（金曜日）号外

告示

- 包括外部監査契約の締結（183・人事課）
- 佐賀県重要文化財の指定（184・文化課）
- 佐賀県名勝の指定（185・〃）
- 都市計画事業変更の認可（186・下水道課）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域の指定の解除（187・河川砂防課）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（188・〃）
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域の指定（189・〃）

公告

- 土地改良区役員の就退任届（農地整備課）
- 〃（〃）
- 土地改良区役員の退任届（〃）
- 土地改良区役員の就任届（〃）

佐賀県告示第 184 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成 31 年 4 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第 243 号	佐賀県重要文化財 (絵画)	朝日 青木繁筆	1 面	佐賀市城内一丁目 15 番 23 号 佐賀県立美術館	佐賀県立小城 高等学校同窓会 黄城会
重第 244 号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	小袖地ドレス	1 着	佐賀市松原二丁目 5 番 22 号 公益財団法人鍋島 報効会	公益財団法人 鍋島報効会
重第 245 号	佐賀県重要文化財 (考古資料)	藤木遺跡出土鋳型	4 点	鳥栖市宿町 1118 番地 鳥栖市教育委員会	鳥栖市